

会

議

午前10時 0分開会

○議長（大黒孝行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成25年3月下田市議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席をしたい旨の届け出のありました議員は、12番 増田 清君であります。

◎会期の決定

○議長（大黒孝行君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より22日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は17日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知をいたしました案のとおりでありますので、ご承知おきを願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、11番 土屋 忍君と13番 森 温繁君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会関係について申し上げます。

2月18日、静岡地方税滞納整理機構議会2月定例会の招集があり、私が出席をいたしました。

た。

この定例会では、平成25年度の一般会計当初予算、平成24年度の一般会計補正予算及び第2次広域計画の作成についての3件の議案を審議し、可決をされました。

次に、富士山の世界文化遺産登録に向けた活動について申し上げます。

2月23日、静岡県知事、山梨県知事及び富士山会議主催による活動として「富士山の日フェスタ2013 in TOKYO」が開催をされ、議会関係及び関係市町の方々と私が出席をいたしました。

次に、3月4日付で受理いたしました請願1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

この請願第1号 須原集会所建築費の区民負担軽減に「みどりの基金」の一部処分を求める請願は、請願文書表のとおり産業厚生常任委員会に付託をいたしますので、ご了承を願います。

次に、市長より、議会の委任による専決処分事項の報告でございます。「対物事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分事件1件の提出がありました。お手元に配付をしておりますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知並びに農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、下田市農業委員会委員の推薦についての通知がありましたので、係長をして朗読をいたさせます。

○庶務兼議事係長（遠藤逸郎君） 朗読いたします。

下総庶第34号。平成25年3月6日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年3月下田市議会定例議会議案の送付について。

平成25年3月6日招集の平成25年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について）、議第10号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第11号

下田市教育委員会委員の任命について、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、議第14号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一

部を変更する規約について、議第15号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第17号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第18号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第19号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第20号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 平成25年度下田市一般会計予算、議第26号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第27号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第28号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第29号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第30号 平成25年度下田市介護保険特別会計予算、議第31号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第32号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第33号 平成25年度下田市下水道事業特別会計予算、議第34号 平成25年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第35号。平成25年3月6日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年3月、下田市議会定例会説明員について。

平成25年3月6日招集の平成25年3月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 滝内久生、総務課長 名高義彦、市民課長 峯岸 勉、税務課長 前田眞理、会計管理者兼出納室長 鈴木孝子、監査委員事務局長 大野信夫、建設課長 土屋範夫、上下水道課長 平山雅仁、観光交流課長 稲葉一三雄、産業振興課長 山田吉利、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 原 鋪夫、施設整備室長 土屋和寛、環境対策課長 大川富久、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 佐藤晴美。

下産振第40号。平成25年2月18日。

下田市議会議長、大黒孝行様。下田市長、楠山俊介。

下田市農業委員会委員の推薦について（依頼）。

下田市農業委員会委員の任期が、平成25年2月28日をもって満了となりますので農業委員

会等に関する法律第12条第2号の規定により、次期農業委員について下記により推薦してくださるようお願いいたします。

1、任期、平成28年2月29日まで。

2、推薦者の数、4人。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎下田市農業委員会委員の推薦について

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、下田市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、市長からの推薦を求められております。

お諮りをいたします。

農業委員の推薦については、選考委員により選考したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、選考委員会により選考することに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

ただいま、決定いたしました選考委員会委員の数及び選出について、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

それでは、選考委員は議長において指名をいたします。

選考委員に次の方々を指名いたします。

2番 小泉孝敬君、3番 伊藤英雄君、5番 鈴木 敬君、6番 岸山久志君、7番 沢登英信君、11番 土屋 忍君、14番 大川敏雄君、以上、7名の方々にお願いをいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は、明後日8日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について）につきまして、ご説明申し上げ、ご承認賜りたいと存じます。

本案は、専第1号の下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてに関する件でございます。まして、地方自治法第179条に規定する長の専決処分に基きまして選任を専決した委員につき、議会の事後承認を求めるものでございます。

地方自治法第179条第1項は、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合においてなお会議が開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または、議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができることと定め、処置した場合の取り扱いといたしまして、同条第3項において、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないと規定しております。

本案に係る固定資産評価審査委員会委員の選任に関しましては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するものでございますが、同法同条第4項の規定によりまして、委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員の選任をしなければならないものであります。この場合において議会が閉会中であるときは、市町村長は議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる旨が定められており、今般、この規定に基づき固定資産評価審査委員会委員の補欠委員を選任させていただいたものでございまして、同法同条第5項に定める、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならないという規定に基づき、事後の承認を求めるものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けて、それぞれの地区

から1名ずつ計3名の方に委員としてお願いしているところでございます。このうち稲生沢・稲梓地区より選任されておりました鈴木保則委員が、先月2月19日執行の本市の農業委員会委員選挙において当選され、翌20日に当選が公示され当選証書が付与されたことから、固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止事項を定める地方税法第425条第1項第3号に該当し、固定資産評価審査委員会委員の職を兼ねることができず、同日付で失職したため、遅滞なく補欠の委員を選任する必要があったものでございまして、翌21日に佐々木義・氏を補欠委員として選任したものでございます。なお、補欠委員の任期は、2月21日から鈴木保則委員の残任期間であります今年3月26日まででございます。

今回、選任の事後承認をお願いしたい佐々木義・氏は、昭和18年11月23日生まれの現在69歳の方で、住所は下田市須原1443番地でございます。佐々木氏は、元下田市役所職員でございまして、多方面の行政経験を積んでこられた方でございます。昭和37年に下田町役場に奉職され、昭和39年4月から昭和45年8月までの間、税務課におきまして収納や資産税の業務に携わり、昭和62年4月から昭和63年3月までは税務課課長補佐兼市民税係長を務められました。その後、平成10年1月に市民課長に就任され、以降監査委員事務局長、一部事務組合の伊豆つくし学園園長を歴任されて、平成15年3月、下田市教育委員会学校教育課長を最後に退職されました。市役所退職後の平成19年9月に、稲梓財産区管理委員会委員に就任されて副会長の重責を担い、任期満了後の平成23年9月に2期目を再任され、現在、引き続き副会長として在任中でございます。また、平成24年4月から須原2区の区長に就任され、あわせて下田市行政協力委員に委嘱されております。

以上、申し述べましたとおり、佐々木氏は固定資産評価審査委員会の委員といたしまして適任者でございますので、ぜひとも事後のご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第10号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第10号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法の規定は、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」というものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3地区に分けて、それぞれの地区から1名ずつ計3名の方に委員としてお願いしているところでございます。このうち稲生沢・稲梓地区につきましては、先月2月21日に補欠委員を専決処分によって選任し、先ほど報第1号により事後承認をいただきましたところの佐々木義・委員の任期が、来る3月26

日で満了となりますので、引き続き委員として選任の同意をお願いしたいというものでございます。

佐々木氏は、昭和18年11月23日生まれの現在69歳で、住所は下田市須原1443番地でございます。佐々木氏は、元下田市役所職員でございまして、多方面の行政経験を積んでこられた方でございます。昭和37年に下田町役場に奉職され、昭和39年4月から昭和45年8月までの間、税務課におきまして収納や資産税の業務に携わり、昭和62年4月から昭和63年3月までは税務課課長補佐兼市民税係長を務められました。その後、平成10年1月に市民課長に就任され、以降監査委員事務局長、一部事務組合の伊豆つくし学園園長を歴任されて、平成15年3月、下田市教育委員会学校教育課長を最後に退職されました。市役所退職後の平成19年9月に、稲梓財産区管理委員会委員に就任されると同時に、副会長の重責を担い、任期満了後の平成23年9月に2期目を再任され、引き続き副会長として在任中でございます。また、平成24年4月から須原2区の区長に就任され、あわせて下田市行政協力委員に委嘱されております。さらに先月、2月21日付で下田市固定資産評価審査委員会の補欠委員として選任され、今月3月26日に任期満了を迎えるものでございまして、引き続き委員として選任の同意をお願いしたいというものでございます。

以上、申し述べましたとおり、佐々木氏は固定資産評価審査委員会の委員といたしまして適任者でございますので、ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第10号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第11号 下田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第11号 下田市教育委員会委員の任命についてにつきまして、ご説明申し上げます。

初めに、本議案の提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」というものでございます。

次に、任命いたしたい方でございますが、住所は下田市西中12番地13、氏名は田中とし子さんでございます。生年月日は昭和24年5月21日生まれで、現在63歳の方でございます。

次に、提案理由でございますが、現職の臼井ふく子委員の任期が、平成25年3月14日をもって満了となるため、新たに田中さんの任命に同意をお願いするものでございます。

なお、臼井委員は稲生沢地区から選出されました委員でございますが、今限りで退任したいとの申し出があったものでございまして、後任の委員につきましても、同地区からの選出となるものでございます。

田中さんの主な経歴でございますが、下田市のご出身で、稲生沢小学校、稲生沢中学校、

静岡県立下田北高等学校を経て、昭和45年3月に日本体育大学女子短期大学部保健体育科をご卒業され、同年4月に賀茂郡松崎町立松崎中学校に教諭として奉職されました。その後、下田市内の小学校、中学校で教諭として勤務され、平成9年4月には賀茂郡河津町立南中学校教頭に任命され、平成13年4月に賀茂郡南伊豆町立南伊豆中学校教頭、平成15年4月からは南伊豆町立三浜小学校校長に就任され、平成18年4月に下田市立朝日小学校校長、平成20年4月に下田市立稲生沢中学校校長を歴任され、平成22年3月をもちまして同校校長を最後に退職されました。教職を離れた後は、本市の各種附属機関の委員を歴任され、行政面におきましても知識、経験の豊かな方でございます。

田中さんは、人格高潔、誠実で指導力があり、教育文化に関し豊かな識見をお持ちで、教育の専門家として使命感に燃え、児童生徒理解に努め、確かな教育理念のもとに理想の教育を求め実践してまいりました。温かい中にも厳しさを持ち、児童生徒指導や学力向上への取り組み、後進の育成指導に尽力されるなど教育行政に大変情熱をお持ちの方で、教育委員会委員として適任の方でございます。

以上のことから、田中とし子さんを教育委員としてご同意いただきますようお願いするものでございます。なお、任期につきましては、本年3月15日から平成29年3月14日までの4年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議第12号及び議第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） それでは、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について及び議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約につきまして、一括で説明をさせていただきます。

まず、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページ、6ページをお開き願います。

この議案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されるため、構成団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を6ページの内容のとおり変更するというものでございまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規約の変更を行うためのものでございます。

それでは、規約の変更内容につきましてご説明をさせていただきます。

条例改正関係等説明資料によりご説明させていただきますので、お手数ですが条例改正関係等資料の1ページ、2ページをお開き願います。

資料の見開き左ページが変更前、右側のページが変更後になっており、アンダーラインの

箇所が今回変更させていただくというところでございます。

変更の内容は、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿6ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約につきまして説明を終わらせていただきます。

では引き続きまして、議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページ、8ページをお開き願います。

この議案は、議第12号と同じく、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を8ページの内容のとおり変更することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、先ほど説明をさせていただきました議第12号と同様ですので、省略をさせていただきます。

それでは、規約の変更内容につきましてご説明をさせていただきます。

条例改正関係等説明資料によりましてご説明をさせていただきますので、お手数ですが条例改正関係等資料の1ページ、2ページをお開き願います。

これも資料の見開き左のページが変更前、右のページが変更後となっており、アンダーラインの箇所が今回変更させていただくところでございます。この議第13号につきましては、中段の資料でございます。

変更の内容につきましては、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、また、「第77条第1項第1号」を「第77条第1項第3号」に改めるというものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページのほうに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 議第12号及び議第13号について、当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わったわけですが、この改正の目的及び具体的にはこの法律が変わったことによってどういった内容のものが変わるのか。

○議長（大黒孝行君） 番外、福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） この自立支援法から、省略して申し上げますが総合支援法に変わったということで、趣旨及びその内容、変更になった概要ということでご説明をさせていただきます。

まず、趣旨でございますが、これは障害者の制度改革推進本部等における検討を踏まえまして、地域社会における共生の実現に向けて、障害者福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、新たな障害保健福祉施策を講ずるという目的で変更されております。

まず概要ですが、題名は今申し述べたとおり自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということで、通常、障害者総合支援法と呼ばれております。

基本理念でございますが、この法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するために、社会参加の機会の確保並びに地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを理念としております。

変更内容でございますが、この中で大きく変わったところは障害者の範囲で、障害児の範囲も同様に対応するんですが、制度の谷間を埋めるということで障害者の範囲に難病等が加えられるということでございます。また、障害者区分の創設ということで、障害程度区分について障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「総合支援区分」に名称が改められるということでございます。

また、あとは障害者に対する支援の関係、この辺は特に大きくは変わっておりませんが、またその辺とサービスの基盤の計画整備ということで定められております。これは施行日が平成25年4月1日ということで今回改正するというものでございまして、一部につきましては平成26年4月1日から改正されるものもございます。

一応、以上でよろしいでしょうか。

〔「わかった」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第14号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） では、議第14号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページ、10ページのほうをお開き願います。

この議案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されるため、構成団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づきまして、賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を10ページのとおり変更することにつきまして、議会の議決を求めるといふものでございます。

提案理由でございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規約の変更を行うためのものであります。

それでは、規約の変更内容につきましてご説明をさせていただきます。

条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきますので、お手数ですが条例改正関係等資料の1ページ、2ページをお開き願います。

今回は1ページ、2ページ、下段になります。資料の見開き左側のページが変更前、右側のページが変更後となっており、アンダーラインの箇所が今回変更させていただくところで

ございます。

変更の内容につきましては、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるというものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第14号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第15号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、議第15号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、ご説明をさせていただきます。

議案件名簿の11、12ページをお開きいただきたいと思います。

11ページは議案のかがみでございまして、提案理由にございまして、西伊豆広域消防組合が本年3月31日をもって解散することとなっております。これに伴い、構成団体として加入している一部事務組合でございまして静岡縣市町総合事務組合同規約の変更をするものでございまして、一部事務組合の規約を改正する場合には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けなければならないとされております。また、同法第290条では、この協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されており、構成団体であります下田市議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、次ページ、12ページにございまして、規約の別表第1及び別表第2の中の「西伊豆広域消防組合」を削除するものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料3ページ、4ページをお開きください。見開きの左ページが変更前、右ページが変更後となっております、アンダーラインを引いてある箇所を今回削除するものでございます。

別表第1（第2条関係）は、組合の構成団体を列挙しております。別表第2（第3条関係）は、組合で共同処理する事務区分により、第3条第1号の事務区分の構成団体、第3条第2号及び第3号の事務区分の構成団体を列挙してございまして、それぞれの表の中の「西伊豆広域消防組合」を削除するものでございます。

それでは、議案件名簿の12ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございまして、この規約は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

雑駁な説明でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前11時 0分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第16号～議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第17号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第18号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第19号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第20号 平成24年度下田市水道事業会計

補正予算（第4号）、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） それでは、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）から、議第19号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）までを一括してご説明申し上げます。

別紙ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）の補正の主な内容でございますが、歳入では、事業精査による減額、社会福祉寄附金等の増額、国庫補助事業前倒しに伴う補助金、地方債の増額でございます。

歳出でございますが、各事業精算による減額、ほのぼの福祉基金等積立金の増額、国庫補助事業前倒しに伴う事業費の増額でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,898万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,697万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

繰越明許の事業は5件で、国庫補助事業の前倒しに伴うものでございます。1件目は、3款3項の認定こども園建設事業で、金額は5億1,220万円でございます。2件目は、5款4項須崎漁港水産基盤整備事業で、金額は1億10万円でございます。3件目は、5款4項白浜漁港（板戸地区水産基盤整備事業）で、金額は2,810万円でございます。4件目の9款2項小学校教育振興事業は、理科備品を購入するもので金額は100万円でございます。5件目の9款3項中学校教育振興事業は、理科備品を購入するもので金額は100万円でございます。

以上、5件の事業につきまして、年度内に完了する見込みがつかないため繰り越しをさせていただきます。

1ページに戻っていただきまして、第3条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

債務負担行為の変更は2件で、1件目は、認定こども園建設用地造成工事で、期間に変わりはなく、事業予定額4億3,000万円を4億1,000万円に、平成24年度予算計上額6,500万円を平成24年度予算計上額4,000万円に、平成25年度支払額3億6,500万円を平成25年度以降支払額3億7,000万円に変更するものでございます。2件目は、固定資産GIS画地計算機能追加業務委託料で、期間に変わりはなく、事業予定額280万円を272万1,000円に、平成24年度予算計上額100万円を平成24年度予算計上額96万9,000円に、平成25年度以降支払額180万円を平成25年度以降支払額175万2,000円に変更するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第4条は地方債の補正で、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるということで、補正予算書の7ページをお開きください。

地方債の変更は8件でございます。1件目は認定こども園（保育所建設事業）で、限度額6,290万円を4億3,240万円に補正するもの、2件目は須崎漁港水産基盤整備事業で、限度額1,130万円を2,730万円に補正するもの、3件目は白浜漁港（板戸地区水産基盤整備事業）で、限度額150万円を580万円に補正するもの、4件目は田牛漁港機能保全計画策定事業で、限度額90万円を80万円に補正するもの、5件目は県単道路整備事業で、限度額1,350万円を840万円に補正するもの、6件目は県営下田港湾改修事業で、限度額2,340万円を1,860万円に補正するもの、7件目は県営街路事業で、限度額1,620万円を1,500万円に補正するもの、8件目は認定こども園（幼稚園建設事業）で、限度額1,070万円を7,670万円に補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、17款1項2目1節総務費寄附金20万円の増額は1件のふるさと応援基金への寄附金を受け入れるもの、18款2項1目1節財政調整基金繰入金2,000万円の増額は認定こども園建設事業等の前倒しによるもの、20款4項4目14節保険金受入金12万5,000円の追加は3件の全国市長会市民総合賠償保険金を受け入れるもの、20款

4項4目16節雑入70万3,000円の増額は市町村振興協会地域コミュニティー活性化事業助成金を受け入れるもの、21款1項1目1節児童福祉債3億6,950万円の増額は認定こども園建設事業前倒しによるもの、21款1項2目1節水産業債2,020万円増額は須崎漁港、白浜漁港の整備事業前倒しと田牛漁港の精算によるもの、21款1項3目1節道路橋梁債510万円の減額は県単道路整備事業費の減によるもの、21款1項3目2節港湾債480万円の減額は対象事業費の減によるもの、21款1項3目3節街路債120万円の減額は対象事業費の減によるもの、21款1項5目1節幼稚園債6,600万円の増額は認定こども園建設事業前倒しによるものでございます。

市民課関係、15款2項1目2節県費・地域防災対策費補助金111万6,000円の減額は事業精算によるもの、20款4項4目8節消防団員退職報償金受入金128万6,000円の減額は消防団員退職報償金確定によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

選挙管理委員会関係、14款3項1目5節国庫・衆議院議員選挙委託金138万6,000円の減額は選挙関係関連経費確定によるものでございます。

福祉事務所関係、12款2項1目1節社会福祉費負担金108万3,000円の減額は老人ホーム入所者措置変更等によるもの、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金135万円の増額は事業費増額に伴うもの、15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金67万5,000円の増額は事業費増額に伴うもの、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金22万6,000円の増額は地域子育て創生事業が減額となるもの子ども医療費の増額が見込まれるため、17款1項3目1節社会福祉費寄附金550万2,000円の増額は4件のほのぼの福祉基金への寄附金を受け入れるものでございます。

増進課関係、12款2項2目1節保健衛生費負担金26万4,000円の増額は第2次救急医療運営負担金の確定によるもの、14款3項2目1節国庫・社会福祉費委託金103万6,000円の増額は国民年金届け出関係電子化対応に対する委託金、15款2項2目2節県費・老人福祉費補助金5万8,000円の増額は社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金、15款2項3目1節県費・保健衛生費補助金491万8,000円の減額は妊婦健康診査支援事業、小児救急医療施設運営事業、子宮頸がんワクチン等ワクチン接種促進事業確定によるものでございます。

環境対策課関係、13款2項3目2節清掃手数料230万円の減額は、ごみ持ち込み手数料、ごみ収集手数料の減が見込まれるものでございます。

6ページ、7ページをお願いします。

14款2項2目2節国庫・循環型社会形成推進交付金124万5,000円の減額は浄化槽設置事業の精算見込みによるもの、15款2項3目2節県費・環境対策費補助金120万8,000円の減額は浄化槽設置事業精算見込みによるもの、16款2項2目4節その他物品売払代132万円の減額は売り払い単価の減によるもの、18款1項5目1節水道事業会計繰入金49万4,000円の減額は浄化槽設置事業精算見込みによるものでございます。

産業振興課関係、12款1項1目1節水産業費分担金1,116万6,000円の増額は須崎漁港、白浜漁港の事業前倒しによるもの、12款1項1目2節林業費分担金1,000円の減額は事業費確定によるもの、15款2項4目2節県費・林業費補助金417万3,000円の減額は事業精算によるもの、15款2項4目3節県費・水産業費補助金9,589万7,000円の増額は田牛漁港整備事業費の確定により減額となるものの須崎漁港、白浜漁港整備事業費の事業前倒しにより増額となるもの、15款2項5目1節県費・商工費補助金207万5,000円の減額は重点分野雇用創出事業確定等によるもの、17款1項4目1節林業費寄附金20万円の追加は1件のみどりの基金寄附金を受け入れるものでございます。

観光交流課関係、15款2項5目2節県費・観光施設整備費補助金60万円の増額は、ジオサイト整備事業補助率変更によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

建設課関係、17款1項5目1節住宅費寄附金148万円の減額は急傾斜地崩壊対策事業費確定によるもの、17款1項5目2節都市計画費寄附金10万円の追加は1件の景観まちづくり基金寄附金を受け入れるものでございます。

学校教育課関係、14款2項4目1節国庫・小学校費補助金50万円の増額と14款2項4目2節国庫・中学校費補助金50万円の増額は理科備品購入事業前倒しによるもの、14款2項4目7節国庫・幼稚園費補助金1,160万円の追加は認定こども園建設事業前倒しによるもの、17款1項6目1節教育費寄附金33万円の増額は2件の教育振興基金寄附金を受け入れるもの、18款2項1目6節教育振興基金繰入金241万1,000円の減額は電子黒板等購入費確定によるものでございます。

生涯学習課関係、13款1項7目5節青少年海の家使用料15万円の減額は、海の家宿泊利用の制限に伴うものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、2款1項21目0405ふるさと応援基金20万円の増額は1件のふるさと応援寄附金を積み立てるもの、2款9項1目0910電算処理総務事業1,014

万5,000円の減額は契約差金等による不用額、2款9項1目0920ネットワーク推進事業45万2,000円の減額は精算見込みによるもの、2款9項1目0921行政情報化推進事業6万5,000円の減額は不用額、12款1項1目予備費1,971万円の増額は歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項4目0171顕彰事業13万円の減額は不用額、2款1項4目0172広報広聴事業58万円の減額は入札差金でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業1,080万1,000円の減額は不用額でございます。

税務課関係、2款2項2目0470市民税課税事務174万3,000円の減額は電算処理アウトソーシング不用額、2款2項2目0471資産税課税事務15万8,000円の減額は契約差金、2款2項2目0472市税徴収事務7万1,000円の減額は契約差金でございます。

市民課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業20万3,000円の増額は静岡県交通安全指導員設置費負担金確定によるもの、2款8項1目0860地域防災対策総務事務227万9,000円の減額は事業精算による不用額、2款8項1目0864防災施設整備事業49万4,000円の減額は入札差金、8款1項2目5810消防団活動推進事業138万7,000円の減額は団員退職報償金及び消火用ホース購入費確定によるもの、8款1項3目5860消防施設等整備事業27万7,000円の減額は小型ポンプ購入入札差金でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

選挙管理委員会関係、2款4項7目0582衆議院議員選挙事務138万6,000円の減額は選挙関連経費確定によるものでございます。

福祉事務所関係、3款1項2目1053地域生活支援事業6万3,000円の増額は地域活動支援センター事業負担金の確定によるもの、3款1項5目1120障害福祉サービス事業270万円の追加は障害福祉サービス費増額見込みによるもの、3款1項6目1150ほのぼの福祉基金550万2,000円の増額は4件のほのぼの福祉基金寄附金を基金へ積み立てるもの、3款2項1目1202在宅老人援護事業49万8,000円の増額は配食サービス件数の増加見込みによるもの、3款3項1目1451在宅児童援護事業200万円の増額は子ども医療費増額見込みによるものでございます。

健康増進課関係、3款2項5目1410指定介護予防支援事業144万8,000円の減額は重点分野雇用創出分臨時雇い賃金不用額、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業7万8,000円の増額は社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金、3款6項1目1850国民年金事務4万7,000円の増額は国民年金事務費、3款8項1目1950介護保険会計繰出金251万4,000円の

増額は給付費の伸びに伴うもの、4款1項2目2020予防接種事業300万円の減額は医薬材料費不用額、4款1項3目2040母子保健相談指導事業273万6,000円の減額は妊婦健診受診者数の減少見込みによるもの、4款1項5目2080共立湊病院組合負担事務696万4,000円の減額は負担金、出資金確定によるものでございます。

環境対策課関係、4款3項2目2260ごみ処理手数料事務47万3,000円の減額はごみ袋作製数量の減、販売委託料の減によるもの、4款3項3目2280ごみ収集事務120万円の減額は可燃ごみ収集業務委託契約差金、4款3項4目2300焼却場管理事務333万2,000円の減額は薬品代、ごみ焼却設備清掃業務委託の入札差金、4款3項5目2380環境対策事務59万6,000円の減額は水質検査委託入札差金でございます。

14ページ、15ページをお願いします。

4款3項5目2384浄化槽設置整備事業515万円の減額は浄化槽設置整備事業の見込みによるもの、4款4項1目2410水道事業会計繰出金3万3,000円の減額は非常用給水タンク等入札差金分の補助金を減額するものでございます。

産業振興課関係、5款2項1目3350林業振興事業417万3,000円の減額は森林整備加速化林業再生事業補助金精算によるもの、5款2項3目3450保健休養林管理事業21万1,000円の減額は夏期駐車場設置に係る臨時雇い賃金不用額、5款2項5目3550みどりの基金20万円の増額はみどりの基金寄附金を基金へ積み立てるもの、5款2項6目3560市営治山事業は事業の組み替え、5款3項1目3600あずさ山の家管理運営事業33万8,000円の減額は車両購入入札差金、5款4項1目3700水産振興事業36万5,000円の増額は1件の漁業近代化資金等保証補給事業補助金、5款4項3目3800須崎漁港水産基盤整備事業1億85万円の増額は事業前倒しによるもの、5款4項3目3801白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業2,725万3,000円の増額は事業前倒しによるもの、5款4項3目3803田牛漁港機能保全計画策定事業13万6,000円の減額は入札差金、6款1項5目4180緊急雇用創出対策事業33万6,000円の減額は不用額、10款1項6目7236単独水産施設災害復旧事業（6月19日災）36万円の減額は事業費確定によるものでございます。

観光交流課関係、10款4項1目7595単独観光施設災害復旧事業（6月19日災）3万9,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

建設課関係、7款2項3目4605県単道路整備事業負担事務559万円の減額は負担金確定によるもの、7款2項4目4700橋梁維持事業195万円の減額は橋梁長寿命化実施設計業務委託不用額、7款4項1目5101県営港湾事業負担事務324万円の減額は、前倒し事業分は500万円

の増額となるものの当初計上分が824万円減額となるため、7款5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業50万円の減額は不用額、7款5項3目5200県営街路事業負担事務126万円の減額は負担金確定によるもの、7款5項7目5465景観まちづくり基金10万円の増額は1件のふるさと応援基金を景観まちづくり基金へ積み立てるものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

7款7項3目5630急傾斜地対策事業148万円の減額は、負担金確定によるものでございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業150万2,000円の減額は、精算見込みによる増減でございます。3款3項5目1650地域保育所管理運営事業73万1,000円の減額は精算見込みによる増減、3款3項6目1452放課後児童対策事業30万7,000円の減額は重点分野雇用創出分臨時雇い賃金不用額、3款3項9目1747認定こども園建設事業4億8,678万7,000円の増額は事業前倒し及び不用額によるもの、3款3項10目1746子育て支援ネットワーク事業8万円の減額は講師謝礼不用額、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務22万3,000円の減額はインフルエンザ対応医薬材料費不用額、特殊建築物定期調査業務委託契約差金、9款1項5目6040教育振興基金33万円の増額は2件の教育振興基金寄附金を積み立てるもの、9款2項1目6050小学校管理事業2万9,000円の増額は、教職員健康診断委託不用額の減額、稲生沢小学校特別支援学級用備品購入費の増額によるもの、9款2項2目6090小学校教育振興事業118万6,000円の減額は、稲生沢小学校特別支援学級用消耗品費、理科備品購入費の増額、電子黒板購入入札差金の減額によるもの、9款3項2目6190中学校教育振興事業100万円の増額は理科備品購入前倒しによるもの、9款4項1目6250幼稚園管理事業2万3,000円の減額は、医薬材料費、管理用備品不用額、9款7項1目6800学校等給食管理運営事業250万円の減額は臨時雇い賃金不用額でございます。

生涯学習課関係、9款5項2目6400青少年海の家管理運営事業6万4,000円の減額は宿泊制限に伴うクリーニング代不用額、9款5項4目6500芸術文化振興事業31万4,000円の減額は、講師謝礼、普通旅費不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第17号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

補正の主な内容でございますが、歳入で、療養給付費交付金、高額医療費共同事業交付金

等の増額、歳出で、療養給付費負担金等の保険給付費の増額、共同事業拠出金、健康診査委託の減額でございます。

補正予算書の101ページをお開きください。

平成24年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,932万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,622万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の102ページから103ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項2目1節国庫・高額医療費共同事業負担金313万3,000円の減額は負担金確定によるもの、3款1項3目1節国庫・特定健康診査等負担金126万6,000円の減額は負担金確定によるもの、3款2項3目1節国庫・出産育児一時金補助金5万9,000円の増額は補助金額確定によるもの、3款2項4目1節国庫・国民健康保険災害臨時特別補助金5万7,000円の追加は、福島原発警戒区域避難者の保険税及び個人負担に対する補助金を受け入れるもの、4款1項1目1節療養給付費交付金現年度分2,496万7,000円の増額は退職医療費の伸びによるもの、6款2項1目1節県費・高額医療費共同事業負担金313万3,000円の減額は確定によるもの、6款2項2目1節県費・特定健康診査等負担金126万6,000円の減額は負担金確定によるもの、7款1項1目1節高額医療費共同事業交付金現年度分3,518万8,000円の増額は見込みによるもの、7款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金現年度分66万5,000円の増額は見込みによるもの、11款3項1目1節特定健康診査等受託料281万7,000円の減額は確定によるもの、11款4項6目1節雇用保険納付金1,000円の増額は本人負担雇用保険料を受け入れるものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目8350一般被保険者療養給付費事務3,200万円の増額は見込みによるもの、2款1項2目8355一般被保険者療養費支給事務320万円の減額は見込みによるもの、2款2項1目8360退職被保険者等療養費給付事務770万円の増額は見込みによるもの、2款2項2目8365退職被保険者等療養給付費支給事務20万円の増額は見込みによる

もの、2款5項1目8390一般被保険者高額療養費支給事務1,400万円の増額は見込みによるもの、2款6項1目8395退職被保険者等高額療養費支給事務370万円の増額は見込みによるもの、7款1項1目8470高額医療費共同事業医療費拠出金1,253万2,000円の減額は負担金確定によるもの、7款1項2目8471保険財政共同安定化事業拠出金2,470万9,000円の減額は負担金確定によるもの、8款1項1目8480特定健康診査保健指導事業1,035万4,000円の減額は事業費確定によるもの、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務40万3,000円の減額は確定によるもの、12款1項1目予備費4,292万円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第17号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第18号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の129ページをお開きください。

平成24年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,338万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の130ページから131ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫・介護給付費負担金現年度分383万6,000円の増額は見込みによるもの、3款2項1目1節国庫・調整交付金現年度分117万9,000円の増額は見込みによるもの、3款2項5目1節国庫・平成24年度介護保険災害臨時特例補助金3万8,000円の追加は、福島原発警戒区域避難者の介護保険料に対する補助金を受け入れるもの、4款1項1目1節基金・介護給付費交付金現年度分583万1,000円の増額は見込みによるもの、5款1項1目1節県費・介護給付費負担金現年度分269万9,000円の増額は見込みによるもの、8款1項1目1節介護給付費繰入金現年度分251万4,000円の増額は見込みによるもの、8款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金401万3,000円の増額は財源が不足するため繰り入れるものでございます。

歳出でございますが、2款1項1目9215居宅介護サービス給付事務831万1,000円の増額は見込みによるもの、2款1項9目9231居宅介護サービス計画給付事務809万1,000円の増額は見込みによるもの、2款6項1目9285特定入所者介護サービス給付事務370万8,000円の増額は見込みによるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第18号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第19号 平成24年下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の143ページをお開きください。

平成24年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億232万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の144ページから145ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の地方債の補正でございますが、「第2表 地方債補正」によるということで、補正予算書の146ページをお開きください。

地方債の変更は1件でございます。起債の目的は公共下水道事業で、限度額3億5,670万円を限度額3億5,640万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、7款3項1目3節保険金受入金14万7,000円の追加は、台風17号による下田浄化センター被災に対する保険金を受け入れるもの、7款3項2目1節弁償金3万4,000円の追加は、汚泥脱水計器の放射線残留検査費用相当額を東京電力から受け入れるもの、8款1項1目1節下水道事業債30万円の減額は、工事費から委託料への組み替えに伴うものでございます。

歳出でございますが、4款1項1目予備費11万9,000円の減額は歳入歳出調整額でござい

ます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第19号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）から議第19号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 番外、上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） それでは引き続きまして、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書（補正第4号）のご用意をお願いいたします。

議第20号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第4号の主な内容でございますが、業務の予定量におきまして年間総配水量の減、収益的収入及び支出におきましては、収入で有収水量の減に伴う給水収益の減額、支出で動力費負担金及び委託料等の減額と消費税及び地方消費税の確定に伴う減額です。

他会計補助金におきましては、備用品費の入札差金に伴う補助金の減額でございます。

まず、第1条でございますが、平成24年度下田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成24年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第2号は、年間総配水量として481万9,000立米を474万4,000立米に改め、第3号は、1日平均配水量として1万3,203立米を1万2,997立米に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を1,003万3,000円減額し6億9,879万2,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項営業収益を1,000万円減額し6億9,427万9,000円に、第2項営業外収益を3万3,000円減額し451万2,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を1,011万2,000円減額し6億5,822万4,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項営業費用を1,009万2,000円減額し5億3,529万円に、第2項営業外費用を2万円減額し1億1,393万4,000円とするものでございます。

第4条は、他会計補助金で、予算第9条を次のとおり補正するもので、第2号は地域総合防災事業補助金20万円を16万7,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございますが、2ページ、3ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出で、収入、1款水道事業収益は、1,003万3,000円減額し6億9,879万2,000円とするものでございます。

1項営業収益は、1,000万円減額し6億9,427万9,000円とするもので、内訳といたしまして、1目給水収益1,000万円の減額は有収水量の減によるものでございます。

2項営業外収益は3万3,000円減額し451万2,000円とするもので、内訳といたしまして、2目他会計繰入金3万3,000円の減額は、備消費費購入にかかわる入札差金の補助金分、地域総合防災事業補助金の減額によるものでございます。

支出、1款水道事業費用は、1,011万2,000円減額し6億5,822万4,000円とするものでございます。

1項営業費用は、1,009万2,000円減額し5億3,529万円とするもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費649万4,000円の減額は、委託料、動力費、負担金の減額、2目配水及び給水費350万円の減額は、委託料、動力費の減額、4目営業費9万8,000円の減額は、備消費費購入の入札差金による減額でございます。

2項営業外費用は、2万円減額し1億1,393万4,000円とするもので、内訳といたしまして、2目消費税及び地方消費税2万円の減額は、収益と費用の差し引きによる減額でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業会計資金計画でございます。受入資金は、928万3,000円減額し11億1,973万8,000円とし、支払資金は、1,009万2,000円減額し9億2,365万8,000円とするものでございます。この結果、資金残高は1億9,608万円を予定するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第3号の予定貸借対照表に今回の補正第4号の補正予定額を増減したもので、6ページ末尾に記載してありますように、資金合計は65億6,489万8,000円となるものでございます。

7ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は65億6,489万8,000円となり、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお開きください。

平成24年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。1の営業収益6億6,121万9,000円から2の営業費用5億2,678万8,000円を差し引きますと、営業利益1億3,443万1,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益450万7,000円から4の営業外費用1億413万2,000円を差し引きますとマイナス9,962万5,000円となり、この結果経常利益は3,480万6,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は2,580万7,000円を予定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第20号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 議第16号から議第20号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。11番。

○11番（土屋 忍君） ちょっと1点だけ質問させてもらいますけれども、今回の24年度の補正に認定こども園の工事がいきなり突然出てきたような気がしたんですけれども、私は平成25年の新年度予算で予定しているのかなと思ったんですけれども、24年度に出すというような形なんですけれども、どのような、いろいろな理由があるのかなと私は想像しているんですけれども、例えば地域振興のために早く発注するんだよとか、今年度に予算、24年度でやらないと例えば補助金がないよとか、そういうような理由とかいろいろあると思うんですけれども、今年度でないとも、財政上の都合で来年度だと借金ができないよとかあると思うので、その辺ちょっと説明だけお願いしたいんですけれども。

○議長（大黒孝行君） 番外、企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） 認定こども園の建設、一連の今回3月補正に計上させていただきました前倒しの予算ですけれども、これはもう当然国のほうから経済の活性化に資するというので前倒しの予算が補正されまして、当市におきましても6事業について補正予算を上げたわけでございます。

今回の前倒しのものについては、補正予算でございますので起債も当然100%認められるということがございます。それから、今回の補正に上げさせていただきました前倒しの分についての国庫補助事業です。補助の残りの8割については、翌年度以降、別の起債事業にそ

の財源に充てていいですよという付録みたいな財源手当てのものがあまして、どこの市町も補正するのに一歩足を踏み出せないんですが、そういうものが、元気な交付金というのがありまして、それがつくということで前倒しに協力していくというようなことがありまして今回補正させてもらっています。特に24年、この補正をしなければ補助金がなくなるとかって、そういうことではございませんので、その辺ご理解願いたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 11番。

○11番（土屋 忍君） 今回の国の補正で、24年度の補正予算でいろいろと地域の活性化のためにどかんと決まったわけですけども、その中で今の説明、ちょっともう1回、わからない部分があったんですけども、起債の部分のこれ二本立てみたいになって、児童福祉費のほうと幼稚園債の部分と当然あるわけですけども、この起債を両方足すと4億数千万だと思んですけども、これに対しての国の補助が8割方あるみたいな話をちょっと今言っていたような気がしたんですけども、そういうようなことなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（大黒孝行君） 番外、企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） 若干その辺でいろいろな情報が入っていますので、一部誤解されている部分があるかと思いますが、今回の補正予算に対して8割のお金が国から来るというものではありません。今後、ほかの起債上の適債事業に限って充てるということが条件で、今回の補助残の分の8割相当額を補填していいですよ、お金を交付しますよという内容になっています。通常の補助金と別に、24年度は特別にどこの市町も協力するためにしてくれということで、元気交付金というやつが別に設けられていまして、それが25年度以降に補填されるというようなことなんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（大黒孝行君） 11番。

○11番（土屋 忍君） よくわかりませんでしたけれども、いずれにしても国のほうからそういうものが来るというのが、今の機会を逃すとなかなか難しいよという話であれば、よろしいのかなということで了解をいたします。

以上です。

○議長（大黒孝行君） よろしいですか。

質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時51分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第16号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。

10番。

○10番（田坂富代君） 1点お伺いをいたします。

今年度の最後の補正という形なんだろうが、今回の国の補正予算の関係でたくさんの事業が前倒しをしてやらなくてはならなくなりました。繰越明許費が大きく出ているんですが、認定こども園建設工事そして漁港関係、このあたりを繰越明許にするということは、来年度中に、予算中に全部やらなくてはならないということが前提になっていると思いますが、そのあたりの見込みと申しますか、特に海関係に関してはなかなか事業も途中で中断したりとか、いろいろ今まであったかと思うんですが、そのあたりの見込みですよね。認定こども園もそうですけれども、しっかりと年度中に終わることができるのかということをおちょっと心配しているものですから、まさか事故繰りなんていうことは起こり得ないとは思いますが、そのあたりのことを見込みでどうなのかなということをお話しいただければと思います。

○議長（大黒孝行君） 番外、産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 田坂議員のご質問ですが、水産業関係ということで、基本的に須崎漁港と白浜漁港のほうに前倒しということで予算を今回計上させていただいてあります。その部分については全額繰越明許費になる予定でございます。須崎漁港につきましては、これがつく前の段階では、あと2年間、25年度と26年度で工事が完了という予定でしたが、今回計上させていただいたことで、25年度で完全に終了するという予定であります。

それから、白浜漁港については、25年度の後半になる予定でしたが、今回の前倒しということで25年度早い段階で完成するのではないかと、そういう見込みであります。

○議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 認定こども園の前倒しの関係でございますけれども、この補正で、建設工事が5億円、それから管理委託業務1,200万円、消耗品、事務費として総額5億1,220万、こちらのほうを繰り越しでさせていただくわけでございます。本体建築につきましては、また多分金額的に契約議案の案件となろうかと思っております。よって、また4月早々くらいに告示を行い、入札、それから6月定例会ぐらいでの議決というような形でお願いを

したいと思います。

それからあと、造成工事の関係でございますけれども、今、造成は当初予定していたよりも、やはり携帯電話の基地局の移転等の遅れがございまして若干遅れております。今後、建築本体の造成部分について先に行っていくというようなことで、できましたら今年度の8月中ぐらいまでには当然本体建築にかかれるような形にすると。そこから本体建築にかかるということで、2月末を完成見込んでおまして、大体7カ月の工期というようなことで見込んでおりますので、当初の予定どおりの完成ということで今のところ見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 10番。

○10番（田坂富代君） きちんと予定どおりに過ぎるように願っておりますけれども、国の無理な予算のつけ方というか、時期的に大変厳しいときに予算をつけているということがありますので、繰越明許は当然やむを得ないんですけれども、繰り返しになります。くれぐれも事故繰りというようなことにはならないように、しっかりとやっていただきたいなと思います。終わります。

○議長（大黒孝行君） ほかに。

7番。

○7番（沢登英信君） 説明資料の補正予算概要の7ページのその他物品売り払い代、資源ごみの売り払い代の減についてお尋ねをしたいと。132万円の減額補正ということになりました。結果的に24年度の歳入は712万1,000円だと、こういうことでございますが、今から三、四年前のピーク時は、この売り払い代が1,400万から1,500万の歳入があったと思うわけです。それが半分になってしまったと。どうしてこんな事態になっているのか。その1つは125カ所、月2回集めているリサイクルの収集分を入札から外す、そして栄協メンテナンスにこれを与えると、こういうような措置をしてきたがためにこれが約半分くらいの収入に減ってしまっているのではないかと、こういうぐあいに考えるわけです。どういうわけで最高時の1,500万から1,400万ありましたこの有価物が700万程度に落ちてしまうのか、この原因について1点お尋ねをしたいと思います。

それから次は、13ページでございますけれども、ごみの収集事務ですね。薬品代が797万円、ごみの清掃に253万5,000円の減額ということでございますが、一生懸命やられているのかなということがここで数字的には出ていようかと思いますが、この現状についてどういう状態なのか、改めて確認といたしますか、お尋ねをしたいと思います。

それから、15ページの建設課の港湾整備改修事業費の負担金でございますが、内容をちょっと聞き漏らした点がありますので、これを再度ご説明いただきたい。500万円の増額に対して824万円の減があるとかというような説明がちょっと耳に残っているんですが、意味がちょっととれませんでしたので、ここの説明を改めてお願いをしたいと思います。

それから、今補正予算のポイントといいますか、特徴は、予算書のほうの5ページに記載されている繰越明許費の部分ではないかと思うわけでありまして。民生費等の認定こども園、須崎漁港と白浜漁港、それから小学校、中学校の理科備品だとぐあいに思うわけですが、先ほどの土屋 忍議員の説明に6つあるとあって、これ僕の聞き間違いかもしれませんけれども、僕思うところ5つじゃないかと思うんですが、もう1つ何か特徴的な事業があるのかという点を確認したいというのが1点と、これが全て国の大型補正によるものであろうということとは推測がつくわけでありまして、例えば認定こども園を取り上げてみますと、造成費には補助金というのはいらないんじゃないかと思うわけですが。建設費には補助金がつくと、こういう仕組みになっていようかと思うわけですが。

そういう形で考えますと、そのページの10ページから11ページを開いていただきますと、10ページ、11ページの右側を見ていただきますと、3の民生費のところ国庫支出金が1,299万7,000円の増額だ、県は48万1,000円減額だ、地方債が2億3,550万円だと。そしてその他がここに内容が出ているわけですが、ここに出ております地方債で認定こども園をやっというところ、こういうところが、この10、11ページから財源の内訳が読み取れると思うわけですが、そうしますと今時点で起債を起こしてどういうメリットがあるのか、実際は繰越明許でそれを使うのは25年ではないのかと。25年の当初予算でこれを組んでもよろしかろうと。それを今組まなきゃならない理由、メリットというのはどこにあるのかと、こういうぐあいに思うわけですが。

先ほどの話からいきますと、今年度で借りておけば、残った起債残等の5割分の8割分ですか、半分のさらに80%が交付税等々の算入がされる、あるいは借りられるということでしょうか、そこら辺ちょっと理解が不十分ですのでもう一度ご説明いただきたいんですが、次の事業もやりなさいよと。このお金を借りることによって、25年度も次の新たな事業をやりなさいよということ担保されてしまうというようなことであるとすれば、これは慎重に審議しなさいよと、こういうぐあいに思うわけですが。24年度で借りなくて、必要な25年度で起債の手続をとるとということのほうがいいのではないかと、こういう見解が当然出てこようかと思うわけですが、そうじゃないよ、今やらなきゃこういうわけでだめだよとい

うことがあれば、その説明をいただきたいと思うわけであります。

そして、そういう点で見えていきますと、5款の、10ページ、11ページであります。農林水産業の部分のところは県の支出金それと地方債が2,000万というようなことで、1億2,300万円の港湾等の財源をつくろうというぐあいに考えているんだらうと思いますが、この港湾事業も1年早めてやらなきゃならない理由というのはどういうことなのかと。かつては、ですから財政の破綻を来さないように計画的に進めていこうということで、26年度までの事業に1年先送りというんでしょうか、した経緯があらうと思うわけです。国の事情がどうあれ、下田市の財政状況がどうなっていくのか、財政破綻を来すような運営をしていったのではやはり問題ではないかと、こういう視点が必要ではないかと思うわけであります。

そういう点で、そこら辺のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） まず、最初に環境対策課関係でご質問でございます。

説明の概要資料の6ページで、その他物品売り払い代で132万円の歳入減があるよという内容ですが、今回、減額になった主な理由というのは、やはり資源物の売り払い単価の減ということで、参考に言いますと、アルミプレス品におきましては、今年度約9万1,000円で、平成23年度に比べますと約2万円くらいの単価の減、混合プレス品につきましては、今年度が平均1万7,000円ということで、平成23年度に比べますと約8,000円の減、古紙類につきましては、平成23年度と比較しますと2,000円の減ということでなっております。市場価格の低迷というのは現在ありまして、本来なら半期に、6カ月に1回ずつ見積もり合わせをしていたんですが、今現在は四半期ということで見積もりのほうを徴しております。

また、先ほど栄協メンテナンスさんのほうにリサイクル品が行っているからというふうな説明もありましたが、リサイクル品を回収している業者へ行っている資源物の単価と、清掃センターへ持ち込まれている資源物の売却単価は同一ということで、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

また、歳出で、12ページのごみ収集事務で120万円の減ということでございますが、可燃ごみの収集業務委託につきましては、平成23年3月に債務負担行為を出させていただいて、3月15日に契約をした中で、平成23年度、24年度、25年度における金額が確定しましたので、平成24年度分については120万円の契約差金の減ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） 県営港湾事業の負担金に関係でございますけれども、補正予算書の64ページになろうかと思いますが、県営港湾事業負担金事務の港湾整備改修事業負担金でございます。年度末において事業の確定で約800万円のマイナスでございます。それから、県において、社会資本整備事業総合交付金の前倒しということで県が5,000万円の補正をかけてきますので、それに対する10%ということで500万円の増額ということで、差し引き分が324万円の減ということになります。したがって、補正後の予算額が2,855万7,000円と、このように予算措置をさせていただくものです。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 番外、企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） まず1点目は、前倒しの事業については6件でございます。

それで、繰越明許は5件載っていますね。1件は下田港の県施行、県が事業主体の港湾事業があります。それについては、負担金については現年で支払うことに、たとえ向こうの県の事業が、繰り越しがあろうがなかろうが、負担金は現年度で納めるのが鉄則ですので、決まりですので、それについては、その500万円については繰り越しをしないということで、5件の繰越明許をお願いしているわけです。まず1点目はそこです。

それと、今回の前倒しのメリットというのは、一番の挙げられるものについては、箇所づけが早期に確定しまして早期の着工ができるというメリットが1点ございます。それから、この早期の前倒しにつきましては、平成24年度前倒し分の補助事業については、補助残の8割相当が——翌年度適債事業という縛りはあるんですが、その事業の財源に8割相当を充てることができるということで、これは適債事業を執行しない場合は、元金交付金はいただけません。例えば、下田市がまだ事業をたくさん抱えているわけですね。その事業の財源に充てることは可能なんですが、その事業を執行しない場合は元金交付金というのは交付されません。そういうものでございます。

それから、補正予算案にのりますと、充当率が通常75%、一般感覚で75としますと補正の場合は100%の充当ができます。財政運営上大変有効な方法ですので、それに補正予算債にはのりたいというのが財政の担当の気持ちでございます。

実際に全体的には、後年度以降、当然もう25年に予定されている事業を前倒ししておりますので、極端なその財政破綻とかそういうものにはつながらないというふうに考えております。基本的には、こういう前倒しをして、先ほど忍議員からもありましたけれども、経済の

活性化に資するということが大きな目標でございますので、それは大いに歓迎すべきことだというふうに考えております。

それから、こども園の関係は、議員もご存じだと思いますが、幼稚園部分と保育園部分があります。幼稚園部分についての補助事業を前倒ししますので、同時施行の事業ですので一緒に保育園部分も起債を起こして、それで繰り越すというような内容になっております。幼稚園部分というのはほんの少ない対象事業費になっていますが、少しでも後年度の交付金をいただけるような有利な制度ですので、それを大いに活用していこうということで今回補正してあります。

造成の関係、お話ありましたけれども、造成事業につきましては補助金はないので、そもそも造成工事については、幼稚園部分であっても補助対象とはなっておりませんので、全部一般財源もしくは起債を起こして財源を生んでいるといった状況の事業になっております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） 資源ごみの関係であります、先ほど言われた単位は、トンあるいはキログラム、単位がいろいろあるかと思いますが、後ほど結構ですけれども教えていただきたい。

やはり市況が値下がりしたから単価がこういうぐあいになったのか、あるいは僕はそうではなくて、集めてくる量、今までのものは全部入札していたものを、資源ごみの収集のほうは大雑把に言いますと有価物の7割ぐらゐを集めてくるわけです。残った3割を入札にかけたって、それは当然経費がかかるわけですから、正当な値段が出てこないというのは当然じゃないかというぐあゐに思うわけです。

そういうやり方が、市民が125カ所でそれぞれ苦勞をして協力して仕分けしてきたものが、曖昧な形で、金額も僕に言わせれば二、三年前と比べれば半分近くになっていると、こういうことというのはきっちりやはりチェックをしていただく必要があるのではないかと。市況が安くなっているだけではなくて、むしろそういう仕組みを23年度から特定の業者に与えたということが、こういうような事態を招いているのではないかと、こういうぐあゐに考えるわけです。沢登の勝手な推測なのか事実なのか、やはりきっちりとチェック、点検をしていただきたいと要請しておきたいと思っております。

それから、先ほどのごみの収集のほうの部分のお答えを、差金が120万といただいたんで

すけれども、質問したのは、すみません、その下の焼却場管理事務のほうの件だったものから、わかれば再度お願いをしたいと。

それから、もう1点、繰越明許費にかかわる部分ではありますが、24年度前倒しすることの意味は大変あるんだと、5点から6点にわたってご説明いただいたわけですが、その中にありました補助残という概念はどのようなものなのか、もう一度その点だけお尋ねしたいと思います。補助残という概念そのものはどういうことか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） 大変申しわけありませんでした。

先ほど申しました資源物の関係につきましては、私といたしましては、沢登議員の思いが強過ぎるんじゃないかというふうに思っています。こちらとしては、適正な見積もり合わせを実施して、それを適正価格ということでさせていただいております。

それで、焼却場管理事務の差金のほうなんです、1点目に薬品代の入札による納入単価の減ということで79万7,000円と、あと委託料のほうで、ごみ焼却設備清掃業務委託ということで、これも入札差金253万5,000円ということで減額のほうをさせていただいております。

それで、先ほどの見積もり単価につきましてはトンでございます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 番外、企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） こういう答弁でいいのかどうかわかりませんが、補助残といえ、補助対象事業に対する補助金を差し引いた額を通常補助残と言っております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 幾つかお聞きしたいと思います。

まず1点目は、青少年海の家の使用料の問題なんです、予算が18万で補正が15万の減で、3万3,000円の使用料ということなんです、使用料3万3,000円というのは具体的には何人くらいが利用したのか、18万のうち15万も減ということは、ほとんど使われていないというふうに捉えるのか、使っていないとしたらその理由は何なのか、現状建物の老朽化で使えないのかどうなのか、そこら辺のことについて1点お聞きします。

2点目は、寄附金の問題なんです、ほのぼの基金が550万の寄附金があるということで

かなり大きな金額です。4件だとかという話がありましたが、具体的にはどういうふうな、個人なのか団体組織なのか、もし差し支えなければ、どんなところからの寄附だったのかというふうなことについてお聞かせ願いたいなというふうに思います。

あと、みどりの基金が20万、これも1件、これは福祉からの積み立てじゃない、寄附金としての20万円ですか。ちょっとまちづくり基金も10万円あるということで、大分今回寄附金が多いのかなんていうような話で、あと教育関係でも30万ですかあったりして、すごく寄附金が多いなというふうな感想を持ったんですが、ここら辺は何かふるさと応援基金などの関係だとか、そういうものの効果とか、そういうことに肯定的に捉えたほうがいいのかどうか、そこら辺もお聞かせください。

それと、浄化槽の設置整備事業が515万ですか、減になっています。これはどういうふうな理由なのか。659万6,000円の改正前の額に対して515万、実際には144万6,000円というふうなことで、ほとんど設置事業がなされていないということなのか、これについてちょっとご説明をお願いします。

同じように、林業振興事業も417万円の残であります、ここに森林整備加速化事業あるいは林業再生事業、具体的にはどういうふうなことをやったのかというふうについてはお聞かせください。

もう1点は、共立湊病院の組合負担事務ですか、それが約600万ぐらいですか、減になっているんですが、共立湊病院組合という名称がいまだに使われているというふうな理由については、先ほどの中でも、一部事務組合の静岡県の中でも共立湊病院組合という名称はなく、一部事務組合下田メディカルセンターというふうになっていると思うんですが、24年5月から下田メディカルセンターが発足しているんですが、同時に名称も一部事務組合下田メディカルセンターというふうに変えたというふうだと思うんですが、それが今の段階で共立湊病院というふうな名称で、ここに補正予算にのっているということは、これはどういうふうな理由なのかご説明をお願いします。

○議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、田牛青少年海の家の今回の15万円の減額の理由ということでございますけれども、今年度から田牛の海の家につきましては、宿泊を制限しております。制限とはどういうことかということ、宿泊を許可していません。この理由につきましては、田牛海の家は、もともと田牛の小学校ということで建築後80年経過しておる建築物でございます。そういうことで、現在求められる耐震性能を有していないという判断をし

ております。したがって、本来であれば取り壊しもしくは改修というようなことをしなければいけないんですけれども、現状なかなか、耐震改修ということではいきますと6,000万、7,000万円という経費がかかりますので、現状それもできない状況です。そういった中で、苦肉の策として、最低限の安全を図るために宿泊を許可しないという扱いにしております。

実際の宿泊数でいきますと、宿泊が可能であったとき、年間延べでいきますと3,000人くらいの方々がトータルでは泊まっておられました。そういった中で当然収入があったわけですが、現状宿泊ができないということで、この3万3,000円というのは、すみません、件数をちょっと把握していないんですけれども、内容としてはグラウンドの使用、それから撮影等の有料の撮影ということで3万3,000円程度の収入があります。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 番外、福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） ほのぼの福祉基金の寄附の関係でご説明をさせていただきます。

まず、最初に寄附関係のお名前だけはちょっと控えさせていただきたい、ご了承いただきたいと思います。

企画財政課長のほうからは、一応ほのぼの福祉基金のほうに4件ということでありましたが、ふるさと納税分がありまして、合わせて5件ということで総額570万円相当の寄附があったということです。

まず、ほのぼの福祉基金のほうの4件ですが、個人が1件、法人が2件、学校関係の寄附ということで1件ということで、合わせて4件でございます。個人のほうは、個人の金額ですが一応496万6,053円ということで、多額のご寄附をいただいているということで、ご了承いただきたいと思います。残りは法人関係と小学校関係、また、ふるさと納税分として50万円ということで個人の方からいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大黒孝行君） 番外、産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 私のほうからは、みどりの基金の関係と、もう1点林業振興補正事業の内容ということで説明させていただきます。

基金のほうにつきましては、今、福祉事務所長のほうから説明ありましたように、ほのぼの福祉基金のふるさと納税分とみどりの基金両方で70万円だったようなんですけれども、それと分けさせていただいたといえますか、ご希望でみどりの基金に70万円のうち20万円を入れて

いただいたというふうに聞いております。個人の寄附金だと聞いております。

それから、林業振興事業の413万円の減ですけれども、これにつきましては、昨年9月補正で県の補助金、一旦市に入ってから、それから市から支出するという内容でございますけれども、当初の計画から大分変更があったということで、当初は事業費が2,000万円、補助金が2分の1内ということで市のほうから952万3,000円の予定でありましたが、年が明けて事業計画の変更、これは愛美林という林業の関係の会社なんですけれども、横川にストックヤードがございます。そこが全く未舗装ということで、そのストックヤードの場内の整備ということで予定されておりました。この変更につきましては、全面に舗装する予定だったんですけれども、変更理由としましては、場内排水方法の変更に伴う擁壁等の追加ということで、舗装しなくても路盤をある程度簡略化した整備をすれば済むということで、舗装を取りやめたということで、一番舗装の工事がかなりの金額を占めておりましたので、それで工事費が2,000万円から1,123万5,000円に変更になったということで、今回減額の申請が出されましたので、補助金のほうも当然減額になるということで、補助金額は952万3,000円から535万円ということで、先ほど413万円と申しましたが417万円の減額ということになったということが事情でございます。

○議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） メディカルセンターの関係でございますけれども、議員がご指摘になるのは、我々もメディカルセンター、一部名称が変わった時点で、その辺はどうしたらいいものかということを検討してまいりました。結果、予算編成のシステム上、年度途中の事業名称の変更はできないということで、事業名称を新規に設定して予算計上をするということはしておりません。あくまでも一部事務組合としての事業としては継続しております。単純に名称が変わったというだけですので、24年度につきましては当初の共立湊病院組合という名称を使わせてもらっています。

例えば、じゃ、ここで共立湊病院組合負担事務費が当初8,100万ちょっとのっていたんですが、それが今度は名称を、2080を2081で新しくつくるということになりますと、当初がゼロの表現になってしまいますので、本来この4月にはまだ共立湊病院組合が存在したわけですので、今回、議員のご指摘も、私たちも同じような疑問を最初持ちましたので、当然そういう考え方を持つんですが、今年度に限りましてはそういう考え方で、当初の共立湊病院組合負担事務費ということでご了承願いたいと思っています。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 番外、学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 私のほうから、寄附金の関係でご説明させていただきます。

教育費寄附金ということで33万円、こちらのふるさと納税分が3万円、それから教育費寄附金30万円でございます。30万円のほうには、伊豆新聞も記事にさせていただきました、こちらは市内在住の元教職員の方が亡くなられたということで、ご遺族のほうから教育に役立ててくれということでいただいたものです。

それから、もう1件のふるさと納税分につきましては、もと市内在住の方で県内在住なんです、ここ数年3万円ということでふるさと納税をいただいているものでございます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 番外、環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） 浄化槽の設置につきましては、当初14基を予定していたんですが、確定は3基ということで11基分の減をした結果でございます。議員ご指摘のとおり、合併処理浄化槽への設置がえというのは、河川の水質関係の改善対策として有効ですので、今後もPRに努めますし、今までは水道工事店のほうに営業努力として設置がえを、件数を増やしてくれということでお願いしているわけですが、このあたりにつきましても、もう一度工事店のほうにはお願いして来年度につなげたいと思います。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 番外、建設課長。

○建設課長（土屋範夫君） 寄附金の関係でございますが、16ページ中段、都市計画寄附金でございます。ふるさと納税により景観まちづくり基金に10万円の寄附がございました。東京在住の鈴木様からでございます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） よろしいですか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 共立湊病院のことについて、もう一度お聞きしますが、そうすると24年5月からは下田メディカルセンターが発足しているわけですから、ここにのったのとは別に、また新たに24年度の精算のときには、一部事務組合分の負担金だとか支出金についてのあれが、報告というか、精算が出てくるというふうなことですか。これで病院関係全てということじゃなくして、これはあくまでも24年——じゃなくて、先ほどの説明はそうか、ずっと名称がっちゃうんだ、24年度は共立湊病院という名称で全部っちゃうんだ。下田メデ

ィカルセンターという名称が出るのは25年度からだというような、そういうことですか。わかりました。

もう1点、青少年海の家なんですが、これ、確かに老朽化して耐震性もないと言うんですが、あの建物自体は、本当に利用価値が、普通、宿泊する宿泊しないは別としても利用価値がかなりあると思います。先ほどもおっしゃいましたが、撮影等々にもどんどん使われるという、一つの下田市の財産だと思いますので、何とか残っているいろいろな面で使われるような形で、必要最小限の手入れもして何とか利用できるようにしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 説明書の21ページ、新庁舎等建設対策費、総額で委託料が1,080万1,000円の減になっております。新庁舎建設候補地不動産鑑定業務委託35万5,000円、新庁舎等建設候補地地形測量業務委託312万4,000円、新庁舎等建設候補地用地測量業務委託447万8,000円、新庁舎等建設基本構想基本計画作成業務委託284万4,000円、これらはどのような理由で減額になったのか、全て完了したのかどうかお尋ねします。

○議長（大黒孝行君） 施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 新庁舎等建設事業、13節の1,080万1,000円の減額のうち、新庁舎等建設候補地の不動産鑑定業務委託の35万5,000円、それから新庁舎等建設候補地地形測量業務委託312万4,000円と、新庁舎等建設候補地用地測量業務委託447万8,000円につきましては、当初敷根公園を建設予定地に計画するに当たりまして、公園の一部廃止に伴います代替用地の測量委託やその他、その用地の不動産鑑定を実施する予定でしたけれども、これらの公園の一部廃止に伴います行為を下田市都市計画マスタープランの住民説明会後に行ったほうがよいとの下田市都市計画審議会からの意向もありまして、今回減額するものでございます。

また、新庁舎等建設基本構想計画策定業務の債務の284万4,000円の減額につきましては、平成23年度よりの構想、それから計画作成業務委託の24年度分の771万5,500円のうち、建設予定地が今回決定されなかったことによります基本計画の出来高精算に伴う減額補正でございいます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） まず、総額4,000万円の予算をつけ、3,000万円使ったと。ところが、住民説明会の後でなきゃいかんよということで、これをやめちゃったよと。そうすると既に使ったこれ、この3つについてはどの程度か知らぬけれども、3,000万円は全部うっちゃりになるんですか。基本構想業務委託の部分は場所が決まらなかった。場所は決まったという既に説明を受けたし、これは今までの経過の中の市長答弁でも場所が決まったと言ったわけだ。これやめちゃったら3,000万円みんなうっちゃりますよという話になりかねないんじゃないんですか。

今度またマスタープランの委員会でやったら、場所がまた変わりますよと。ほかのところになったら、じゃ、もう一回全部この不動産鑑定業務や何かも、全部もう一回予算つけて、幾らになるか知らぬけれども、4,000万円、5,000万円かけてもう一回計画をやりますよと。一体、誰が、何で、どんな権限で、この3,000万円をうっちゃるような話が出てくるのか。もう一回、要するに庁舎は決まったという説明を議会も全協でも何度も聞いているんですけども、今のご答弁だと、決まっていませんよ、だからやめちゃったよ、使った3,000万はみんなもうあきらめましょうよと、こういうお話のように聞こえたんですが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（大黒孝行君） 番外、施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 今回、計画されております基本構想、基本計画の業務につきましては、当面の23年度、24年度の5月、6月の中で実施をされました。残りの基本計画につきましては、24年度中に基本構想をもとに計画するというので、場所についても議員おっしゃるとおり敷根公園という中で進めているわけなんですけれども、この計画自体につきましては、前回もちょっとお話をしたとおり、建設位置が決まった段階での計画となっていれば全て完了となるんですけれども、今の状況の中でこれを実施するためには、下田市都市計画審議会の、公園の廃止については審議会の承認が必要です。その承認の条件としまして、都市計画マスタープランにかけた中で住民合意を図ってくださいよという指摘があった中でこのことです。その中で業務を進めておりますので、今年度中に完成できないというところがありまして、ただ、議員もおっしゃるとおり、全て使ったお金が無駄になってしまうという形が一番あれですので、この業務、建設位置、規模それから機能について、本来でしたら計画としてまとめていくんですけれども、今まで24年度中にありました事項について取りまと

めをし、機能面についてはもう既に差しさわりのない中で部会等を開きましてまとめております。ですので、全体としてまとめ上げができませんけれども、無駄にならない形で今年度計画として必要最小限まとめていきたいということで、現在作業を進めているところです。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 答弁は、わかったような全くわからない話なんだけれども、要は、今のお話から理解すると、まず都市計画マスタープランのところで、住民合意、説明会が終わらなければ、不動産鑑定業務やら、測量業務やらやれないよと。だけれども、あの場所に建設を決めたときに都市計画の変更は出ますよというのは、僕ら説明を受けておるわけですよ。都市計画の変更をやるのに1年くらい時間かかりますよという、場合によっては2年かかるという説明も受けているわけだね。いずれにしても、そこで決まらなければ進まないというのは、今年になってわかった話じゃないんだよね。都市公園の場所に建設するというのを決めた段階で、マスタープランの作り直しも決まっていたわけで、わかっていたわけだ。にもかかわらず、業務委託で既に3,000万円を使ったのは、それは使うとおかしかったという話になっちゃうじゃないですか。

都市計画の審議会で都市計画の変更をやるには、諮るのはわかっているわけだよ。それができなきゃやれませんよという話など、そんなの今わかった話ではなくて、都市公園のところに建てると当時の石井市長が言っておられたので、今は退職されたけれども前の建設課長さんも、都市計画の変更やらにやいかん、2年くらいかかるんじゃないかと、こういうお話をされていたわけですよ、わかっていたわけだ。何でこの補正で全部やめちゃうのかと。よほど都市計画の審査委員長さんは、こんなところに建てられないと。ゼロだから、今までやった測量なんか使い物にならないよ、完成しなくてもいいんだよと、こういう理解をしているのかと。説明をお願いします。

○議長（大黒孝行君） 番外、企画財政課長。

○企画財政課長（滝内久生君） 伊藤議員、3,000万円についてオール委託料というようなご表現でお話ししていますけれども、実際に委託料自体は500万程度は使っているわけですが、ほとんどが、室長を含めて係長、一般職員3名の人件費が入っておりまして、大体約3,000万円近い、ほとんど近いあれは人件費でございますので、その辺ご了解願いたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 私は、この施設整備係というのは、新庁舎を推進するためにつくった

ところだと思う。でも、話を聞くとやめるためにつくったと、これまた不思議な話でね、3,000万円のほとんどが人件費だったら、この人件費を、僕は施設整備室の業務は新庁舎の建設をやめるために仕事を今まで3,000万円をかけてやってきたのかと。ここでぶん投げてどうするんですかと。3,000万円、どこかの病院組合じゃ、住民監査かなんかで町長さんが訴えられてあれしたんだけれども、市長さん、3,000万円をここで捨てたじゃ、前の市長さんが使っておられたわけだけれども、金を、じゃどうしてくれるんだと。議会でもちゃんとやるんだという説明をしていたものを、ここへ来てやれませんよと。何でだと言ったら、マスタープランの審議会でやるなと言ったと。じゃ、成果というのはあったのかと。500万くらいはうちやってもいいという考え方なのか、あるいは人件費は無事着々と新庁舎建設をやめるために進んできて、ここで無事に全部なくなっちゃうから、まあよかったなど、こういう理解をしているのか。業務日誌を書かせるよ、業務日誌を。

〔「出したほうがいいかもしれない」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 私ども、平成23年度に新庁舎建設を主目的とした施設整備室でございます。そのための23年度からの業務というのは、構想をつくるに当たりましてもろもろの業務を行ってきました。23年度においてもこれを継続すべく業務を行っているわけなんですけれども、一つの、先ほども言いましたとおり、都市公園を廃止するに当たりましての承認というのは下田市都市計画審議会での承認になります。それは従来でしたら県のほうの承認事項だったんですけれども、それが変更になりまして下田市都市計画審議会での変更でいいという形になったわけです。それを提示しました、下田市としまして新庁舎を敷根公園にということで提示したわけなんですけれども、その後の審議に当たりまして、都市計画マスタープランという、防災、新庁舎それから都市計画街路を中心としましたマスタープランをつくりなさいという形になりまして、そのマスタープランを今進めている段階です。

このマスタープランについては、まだ原案もできていない段階で、昨年6月ですか、補正によりまして見直し業務委託が採択されまして、今、建設課において見直し業務が進められているところです。その業務に当たりまして、来年度25年度については業務の検証を行いまして、26年度に策定、それから市民説明会、住民合意を得なければならないという形の日程が出てきました、スケジュール的にですね。

うちのほう、最初は、25年度中に敷根公園の業務について、例えば敷根公園の計画について並行して進めるという案を持っておりました。それらについて事前の審議会のお話の中で、

その業務については26年度末の住民合意が計画であるわけなんですけれども、それ以降でないと好ましくないということを言われた結果、このマスタープラン完成後でないと、そういったもろもろの業務は行えないという形になってきた状況の中で、スケジュール的な遅れが出ているという形になっております。

ただ、先ほど言いましたとおり、この業務に関しては、1,200万の業務の範囲の中で全て確定という形の中で行ってしまいますと、正直に言えば全て100%このとおりに進んでいけるという保証もない中で、事前のブレーキといいますか、場所についての決定がまだなされない段階での業務というのは、まだこの先不確かなもので、この減額補正を今回お願いしたという形になっております。

○議長（大黒孝行君） 3回終わりました。

では、座ったままで言ってください、答弁漏れということで。

○3番（伊藤英雄君） 答弁漏れというか、全く摩訶不思議に答弁されていない。基本的にマスタープランが決まらなるとそこは決定しない、それはそうだ。しかしながら、敷根に建てるという決定があったから変更を出したんですよ。だから、もう敷根に建てるよと市は決めた、それでよろしゅうございますかということなんです。ところが、今の話はマスタープランの審議会で計画されるから決定されていません、これで変わっちゃったら大変ですよ。変わっちゃったら大変ですよだって、それはおかしいでしょう。縦貫道もそうだけれども同時並行でやっていますよ。変わる可能性がある、住民合意をどうしてもとれなくて反対運動でやめたという、それはゼロじゃない。ゼロじゃないけれども、行政として決めたからそこへ向かって着々と努力だけはしていくわけですよ。だから、もし、基本構想やなんか全部白紙にならないんだったら、繰越明許で24年度はやれないけれども、25年度になったらやりますよと、続けるという行政の姿勢がなければまこと不思議な話になってしまうじゃないですか。

私が聞いているのはそういうことです。新庁舎の建設位置は既に市としては決めたんです、敷根に、私の理解では。だけどそうじゃない。決定権はマスタープランの審議会にある、そこが建設場所を決める最終のところだ、権限があるんだと、こういう答弁じゃ納得いかないというか、おかしいでしょう。市が決めた決定がいいですか、それでよろしゅうございますかという話で、でも、どうしてもまずいということになったらもう一回やり直すのかも知らんけれども、だけど市は今まで審議会に諮ったやつだって、国保の値上げだって、国保の値上げはわかるまでやらない、全部とめますよ、計画を立てませんよと、こういうやり

方はやってきていないはずなんだ。そのところをわかりやすく言ってください。

○議長（大黒孝行君） いいですか。

施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 担当課の意向としましては、議員おっしゃるとおり、今の決定事項については、敷根公園に場所というのは決定という形で間違いないと思います。ですから、その後の審議会あるいはまちづくり懇話会という会議が今回できましたけれども、そちらに諮る予定となっております。その予定としましては、敷根公園を核とした場合のまちなみへの影響とか、その周辺の用途地域等々を含めた影響等々を示唆した中で、素案をつくって上げるということで理解しております。その段階で審議をされるという話になっておりますので、そこでどういう審議がされるのかという形になりますので、これでいいという話になるかもしれませんが、いろいろな状況を加味して、こういったところがまずいんじゃないのということで審議を返されて、こちらのほうで検討をされるという形も出てくると思いますけれども、そういったような意味合いの中で、担当課同士でマスタープランの素案をつくりまして、一応25年度以降臨んでいくつもりでおります。

○議長（大黒孝行君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時 1分休憩

午後 2時11分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第17号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第17号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第18号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第18号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第19号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第19号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第20号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。

直接的なことではなくて恐縮でございますが、下水道のほうにつきましては、放射線の測定の費用が3万4,000円ほど、恐らくセシウムとかヨウ素とかの検査をされたということだろうと思うんです。そういう意味では水道水の放射能検査体制がどうなっているのかと。ぜひともこれは、浜岡原発を抱えている伊豆半島でございますので、事故が起きる前から水道の定期的な放射性検査というのは必要ではないかと思いますが、どのような見解なのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 番外、上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 今回、下水道事業におきましては放射線の測定の弁償金ということで補正をさせていただいております。水道事業に限りましても水質の放射線検査を行っております。これは東電のほうの一方向的な都合かどうかはわかりませんが、そのときに人件費等、田方郡のほうに——田方郡というか、今、伊豆の国市ですか、そちらのほうに水道水を運搬して測定をしております。その辺の人件費分については、今後賠償、補償をしてくれるというふうなことになっております。その時期についてはまだ不明であります。今回の東日本大震災における福島第一、第二原発の影響による放射線測定というのは、23年度に行っております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） よろしいですか。

7番。

○7番（沢登英信君） ご答弁ありがとうございました。放射線検査を行っているんだよということで、恐らくその内容の発表がないということは、検出されずということだろうと思うんですが、検査項目はどういう項目かわかったらあわせてお教えいただきたい。放射線のこの物質を、どういう検査をしているかという点であります。

○議長（大黒孝行君） 番外、上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） ここに今ちょっと水道のほうの資料はないんですが、下水道に限って言いますと、放射性ヨウ素それから放射性セシウム、これはセシウム134、137、3項目について一応検査を行っております。

○7番（沢登英信君） 終わります。

○議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第20号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

○議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

これをもって散会をいたします。

明日7日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は8日午前10時より開催をいたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、これより農業委員会委員の推薦のための選考委員会を開催いただきたいと思っておりますので、選考委員の方々は第1委員会室にお集まりをください。

ご苦労さまでございました。

午後 2時16分散会